

茨木市自治会集会施設等整備事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、自治会が自治会活動の用に供する集会施設や倉庫（以下、「集会施設等」という。）の整備を行う場合に、市がその経費の一部を補助することにより、自治会の活動を増進し、もって地域活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域において、住民相互の親睦と良好な地域社会の維持及び形成のために共同活動を行う団体として、市長に届け出た団体をいう。
- (2) 集会施設 自治会又は自治会の会員で構成する管理組合等（以下「自治会等」という。）が管理運営している又は管理運営しようとしている建物で、主として自治会等の活動のために使用され、会議及び集会に必要な設備を備えている建物をいう。
- (3) 倉庫 自治会等が管理する又は管理しようとしている建物で、自治会等が所有する備品、防災用具その他の物品を収納する建物をいう。
- (4) 新築 建物の存在しない土地に集会施設等を建設することをいう。
- (5) 建替え 既存の集会施設等の全部を除去した土地に新たに集会施設等を建設することをいう。
- (6) 増改築 既存の集会施設等の延べ面積を増加（別棟で建設する場合を含む。）し、又は建物の一部を改築することをいう。
- (7) 修繕 既存の集会施設等の一部分について、その用途、規模及び構造を変更せず、専らその耐用年数を延長させる目的で、従前と材質、位置及び寸法がほぼ同様となる工事をすることをいう。
- (8) ブロック塀等 コンクリートブロック造、コンクリート万年塀、れんが造、石塀、土塀その他これらに類する塀、門柱等をいう。
- (9) ブロック塀等の撤去 集会施設等の敷地内のブロック塀等の撤去及びそれに伴う外構の整備をいう。

(補助対象)

第3 補助の対象となる事業は、自治会等が実施する次の各号に掲げる事業で、当該事業に要する経費が200,000円以上のものとする。

- (1) 集会施設等を新築し、又は建替えする事業
- (2) 集会施設等を増改築する事業

- (3) 集会施設等を修繕する事業
- (4) ブロック塀等の撤去を行う事業
(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 集会施設等の新築又は建替えに要する経費
- (2) 集会施設等の増改築に要する経費
- (3) 集会施設等の修繕に要する経費
- (4) ブロック塀等の撤去に要する経費

2 次に掲げる経費は、前項の規定にかかわらず、補助の対象としない。

- (1) 敷地の確保に要する経費
- (2) 土地の造成及び整地に要する経費
- (3) 塀、フェンス等外構の整備に要する経費（前項第4号に掲げる経費を除く。）
- (4) 建替えに伴う既存の集会施設等の解体に要する経費
(補助対象となる集会施設等)

第5 補助の対象となる集会施設等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合するものであること。
- (2) 当該施設の整備費又は管理運営費について、国、府その他の団体から補助金等
金銭的給付を受けていないこと。

(補助金額)

第6 補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第7 この要綱による同一年度における1自治会等に対する補助の回数は、1回を限度とする。

2 前項に定めるもののほか、この要綱による補助金（新築及び建替えに係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付を受けた自治会等は、この要綱による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までの間受けることができない。

3 この要綱による補助金の交付を受けた自治会等は、茨木市自治会物置設置事業補助要綱による補助金をこの要綱による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日までの間受けることができない。

4 茨木市自治会物置設置事業補助要綱による補助金の交付を受けた自治会等は、同要綱による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日までの間、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

5 前4項の規定にかかわらず、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第

1号に定める災害による被害を受けた集会施設等の整備を行う事業のうち、市長が適当と認めたもの（第8第2項において「災害に伴う整備と認められた事業」という。）については、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第8 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該事業に着手する前の指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 当該事業に係る資金計画書
- (2) 当該事業に要する費用の見積明細書の写し
- (3) 図面（位置図、配置図、平面図）
- (4) 当該事業を行う箇所の写真
- (5) 確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、災害に伴う整備と認められた事業に着手した自治会等で補助金の交付を受けようとする者は、当該事業の完了後に申請を行うことができる。この場合、事前に市と協議した上で、茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 当該事業に係る資金計画書
- (2) 工事請負契約書（内訳明細書を含む。）の写し
- (3) 当該事業に要する費用の請求書の写し
- (4) 図面（位置図、配置図及び平面図）
- (5) 当該事業により整備された箇所の写真
- (6) 検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定により交付申請をした者については、第11から第13までの規定は適用しない。

4 第2項の規定により交付申請をした場合において、第14中「第13の補助金確定通知書」とあるのは、「第9の補助金交付決定通知書」と読み替えるものとする。

5 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請をする場合にあっては当該申請をする前に、第2項の申請をする場合にあっては当該事業に着手する前に集会施設等の新築、建替え、増改築又は、修繕又はブロック塀等の撤去について土地の所有者又は建物の所有者の承諾を得なければならない。

（補助金の交付決定）

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認

めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、補助金を交付しないことと決定したときは、申請者に対し茨木市自治会集会施設等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（変更の届出）

第10 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第8に準じて茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第9に準じて決定の内容を変更し、茨木市自治会集会施設等整備事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（工事の着手）

第11 補助金の交付の決定を受けたものは、第9第1項の規定による交付決定通知を受けた日の翌日から起算して、原則として、30日以内に工事に着手するものとする。

（実績報告）

第12 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市自治会集会施設等整備事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書（内訳明細書を含む。）の写し
- (2) 当該決定に係る事業の工事箇所の完了写真
- (3) 検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (4) 当該事業に係る収支決算書
- (5) 施工者の請負代金請求書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第13 市長は、第12の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市自治会集会施設等整備事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第14 第13の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第15 市長は、第14の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第16 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第18 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第19 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) 市長の承認を受けずに、当該補助事業が終了した日からその日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までの間に、当該集会施設等の全部又は一部を売却し、譲渡し、貸与し、又は廃止したとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

(共同事業)

第20 複数の自治会が共同して集会施設等の新築、建替え、増改築又は修繕を行う場合は、当該自治会の共同体についてこの要綱の規定を適用する。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市自治会集会施設等整備事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行う集会施設等の新築、建替え、増改築又は修繕（以下この項において「新築等」という。）に係る補助金について適用し、同日前に行う新築等に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年10月12日から実施し、平成30年6月18日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

補助事業	補助率	補助限度額
第4に規定する補助対象経費 (以下この表において「補助 対象経費」という。)の合計	補助対象経費の合計額の50 パーセント	200万円

額が1,000万円未満である新築又は建替え		
補助対象経費の合計額が1,000万円以上である新築又は建替え		300万円
増改築		100万円
修繕、ブロック塀等の撤去又は修繕及びブロック塀等の撤去を行う事業		100万円

備考 各補助事業には、空調設備の購入・修繕及び当該整備に係る直接的な附帯工事を含むものとする。

様式第1号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付申請書

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金の交付を次のとおり申請します。

事業名	
事業区分	新築・建替え ・ 増改築 ・ 修繕 ・ ブロック塀等の撤去
申請額	円
事業内容	
添付書類	(1) (2) (3) (4) (5) (6)

様式第2号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市自治会集会施設等整備事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市自治会集会施設等整備事業補助金は、
次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

理 由

年 月 日

茨木市長

印

様式第4号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市自治会集会施設等整備事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減

様式第5号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市自治会集会施設等整備事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

1 交付決定額	円
変更増減額	円
変更交付決定額	円

2 条件

年 月 日

茨木市長

印

様式第6号（第12関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額

3 補助金精算額

4 補助事業の成果

5 着工年月日 年 月 日

6 完了年月日 年 月 日

7 添付書類

- (1) 工事請負契約書（内訳明細書を含む。）の写し
- (2) 当該決定に係る事業の工事箇所の完了写真
- (3) 検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (4) 当該事業に係る収支決算書
- (5) 施工者の請負代金請求書の写し
- (6)

様式第7号（第13関係）

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市自治会集会施設等整備事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名 ⑩

茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市自治会集会施設等整備事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 振 込 先

銀行・信金・信組・農協		支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

備考 自治会名義の口座を記入してください。